

鳥取市バリアフリーマスタープラン（素案）に係る 市民政策コメント実施結果

1. 実施期間

令和4年11月14日（月）～12月13日（火）

2. 募集結果

提出者数 2名 意見数 10件

3. 意見の内容及びそれに対する市の方針

No	市民政策コメントの内容	市民政策コメントに対する市の考え方
○バリアフリーマスタープラン全般について		
1	マスタープランについて、大変良い事だと考えますので、ぜひ早急に、確実に実施してください。	本マスタープランは、本市のバリアフリー化の基本的な方針を示すことにより、市民や事業者等と広く考え方を共有し、バリアフリー化を促進することを目的とするものです。 令和5年度からは、具体的な事業を位置付ける「鳥取市バリアフリー基本構想」の策定に取り組み、地域共生社会の実現に向けてバリアフリー化を着実に進めていきます。また、事業の進捗管理を行い、達成状況について公表を行う予定としています。
2	早急にマスタープランの実施をして欲しい。達成状況も随時更新してほしい。	
○道路について		
3	バリアフリー点検等を実施されているようですが、喫緊の問題として、次の区間の歩道を早急に改修されたい。 西中プール横のバス停付近から、鳥取駅に向かって鹿野街道交差点までの両側歩道が特に危険。 幅は狭く全体が車道側に傾斜しており、何箇所も凸凹の角度が急すぎて、手押し車・歩行・自転車走行時、実に危険である。 【私案】道路の車線幅を縮小し、歩道部分を拡げ、歩行者は勿論、自転車利用者の安心・安全な歩道へ改修する。	ご提案の区間については、歩道が車道より15cm程度高い、マウントアップ型の歩道となっています。幅員が狭いことにより、車の乗入部等の切下げにより路面が波打った状態となり、通行しづらくなっているものと考えます。 現在、ご提案の区間北側の市道大森通りにおいて、波打ちを軽減するために、車道を狭めて歩道幅員を拡げるとともに、車道を10cm程度高くする等の改良工事を令和6年度完了を目指して行っています。 ご提案の区間についても、引き続き整備を実施する予定です。

No	市民政策コメントの内容	市民政策コメントに対する市の考え方
○建築物について		
4	<p>段差の解消のために設置するエレベーターは、車いすでも届くところにボタンを設置してほしい。</p>	<p>多数の方が利用し、または主として高齢者等が利用する施設を対象として、「バリアフリー法施行令」では、移動等円滑化経路を構成するエレベーターについては、「籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること」と定められています。</p> <p>今後新たに設置されるエレベーターは、この基準に基づき設置されるよう指導していきます。</p>
5	<p>バギーや車いすの目線を考えた構造にして欲しい。例えば、公共施設での荷物置き場（コインロッカー）の高さ。高いと利用できないので、障がい者の目線に下げよう努力してほしい。</p>	<p>ご意見は、令和5年度より取り組む基本構想の策定作業において検討していきます。</p>
6	<p>バリアフリースイレに関して、大人でも横になれるベッドが欲しい。身体障害者のおむつ交換に困る。</p>	<p>「鳥取県福祉のまちづくり条例」では、建築物の用途や規模（別表参照）により、車いす使用者便房への大型ベッド等の設置が定められています。</p> <p>ご意見は、令和5年度より取り組む基本構想の策定作業において検討していきます。</p>
7	<p>自動ドアの速度が速いと、車いすで通るときに恐いし、驚いてしまうので、速度を緩めて欲しい。</p>	<p>9.バリアフリー化の促進に関する取り組み (5)建築物の出入口において、「車いす使用者等の通行を考慮した自動ドアの開放時間等の設定」を追記しました。</p> <p>高齢者、子ども連れ、車いす使用者等が安全に通行できるよう、自動ドア安全ガイドラインで推奨されている扉の開閉速度等の設定を行うよう施設管理者に求めています。</p>

No	市民政策コメントの内容	市民政策コメントに対する市の考え方
8	<p>一目でバリアフリーであることが分かるマーク（利用者が入り口で見て分かってよい）があるといい。</p>	<p>鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設については、その所有者等からの請求があれば、鳥取県により「福祉のまちづくり条例整備基準適合証」の交付が行われています。</p> <p>多くの施設所有者等から積極的に交付請求がされるよう制度の利用促進に向けた取り組みを検討していきます。</p> <p>なお、バリアフリー施設情報を掲載する「鳥取県バリアフリーマップ」の充実にも取り組んでいきます。</p>
○情報バリアフリーについて		
9	<p>公の文書の文字の大きさが小さすぎる。マスタープランの資料の文字の大きさも然り。当事者が読めるように書かれていない。</p>	<p>ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き（他都市参考、A4用紙の場合は12pt以上が基本）や本計画書のレイアウト等を考慮して、本文のフォントサイズを11ptから12ptに変更しました。</p> <p>また今後は、文字の大きさや色合い、音声によるガイダンスといったインターフェイスの充実にも取り組んでいきます。</p>
○その他		
10	<p>段差を感じさせない車いすの開発について、鳥取市もメーカーに要望出来ないか。検討をされてみてはと思う。</p>	<p>ご意見は、関係課等と共有し参考とさせていただきます。</p>

(別表) 車いす使用者用便房における大型ベッド等の設置基準

(鳥取県福祉のまちづくり条例 別表6 (第17条関係))

区 分	規 模
特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	全て